

市区町村における犯罪被害者等支援を目的とした条例等の制定状況

令和5年4月1日 現在

地方公共団体名		条例名	施行日	条例の内容													
				基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	連携協力（含体制整備）	基本的施策									民間支援団体に対する援助
								相談及び情報の提供	支援	損害回復・経済的	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	
都道府県	市区町村																
奈良県	奈良市	奈良市犯罪被害者等支援条例	平成31年4月1日	○	○	○	○	○	○	-	-	○	-	○	-	○	
奈良県	大和高田市	大和高田市犯罪被害者等支援条例	令和3年4月1日	○	○	○	○	○	○	-	-	○	-	○	-	○	
奈良県	大和郡山市	大和郡山市犯罪被害者等支援条例	平成28年4月1日	○	○	○	○	○	○	-	-	○	-	○	-	○	
奈良県	天理市	天理市犯罪被害者等支援条例	平成29年4月1日	○	○	○	○	○	○	-	-	○	-	○	-	○	
奈良県	橿原市	橿原市犯罪被害者等支援条例	平成30年4月1日	○	○	○	○	○	○	-	-	○	-	○	-	○	
奈良県	桜井市	桜井市犯罪被害者等支援条例	令和2年4月1日	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	○	
奈良県	五條市	五條市犯罪被害者等支援条例	平成31年4月1日	○	○	○	○	○	○	-	-	○	-	○	-	○	
奈良県	御所市	御所市犯罪被害者等支援条例	令和3年4月1日	○	○	○	○	○	○	-	-	○	-	○	-	○	
奈良県	生駒市	生駒市犯罪被害者等支援条例	平成31年4月1日	○	○	○	○	○	○	-	-	○	-	○	-	○	
奈良県	香芝市	香芝市犯罪被害者等支援条例	令和2年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	
奈良県	葛城市	葛城市犯罪被害者等支援条例	令和3年4月1日	○	○	○	○	○	○	-	-	○	-	○	-	○	
奈良県	宇陀市	宇陀市犯罪被害者等支援条例	令和2年4月1日	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	○	
奈良県	山添村	山添村犯罪被害者等支援条例	平成29年4月1日	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	○	
奈良県	平群町	平群町犯罪被害者等支援条例	平成30年4月1日	○	○	○	○	○	○	-	-	○	-	○	-	○	
奈良県	三郷町	三郷町犯罪被害者等支援条例	平成30年4月1日	○	○	○	○	○	○	-	-	○	-	○	-	○	
奈良県	斑鳩町	斑鳩町犯罪被害者等支援条例	平成30年4月1日	○	○	○	○	○	○	-	-	○	-	○	-	○	
奈良県	安堵町	安堵町犯罪被害者等支援条例	平成30年4月1日	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	○	
奈良県	川西町	川西町犯罪被害者等支援条例	平成29年4月1日	○	○	○	○	○	○	-	-	○	-	○	-	○	
奈良県	三宅町	三宅町犯罪被害者等支援条例	平成29年4月1日	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	○	
奈良県	田原本町	田原本町犯罪被害者等支援条例	平成29年4月1日	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	○	
奈良県	曾爾村	曾爾村犯罪被害者等支援条例	令和2年4月1日	○	○	○	○	○	○	-	-	○	-	○	-	○	
奈良県	御杖村	御杖村犯罪被害者等支援条例	令和2年4月1日	○	○	○	○	○	○	-	-	○	-	○	-	○	
奈良県	高取町	高取町犯罪被害者等支援条例	平成30年4月1日	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	○	
奈良県	明日香村	明日香村犯罪被害者等支援条例	平成30年4月1日	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	○	
奈良県	上牧町	上牧町犯罪被害者等支援条例	平成30年4月1日	○	○	○	○	○	○	-	-	○	-	○	-	○	
奈良県	王寺町	王寺町犯罪被害者等支援条例	平成30年4月1日	○	○	○	○	○	○	-	-	○	-	○	-	○	
奈良県	広陵町	広陵町犯罪被害者等支援条例	令和2年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	
奈良県	河合町	河合町犯罪被害者等支援条例	平成30年4月1日	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	○	
奈良県	吉野町	吉野町犯罪被害者等支援条例	令和2年4月1日	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	○	
奈良県	大淀町	大淀町犯罪被害者等支援条例	令和2年4月1日	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	○	
奈良県	下市町	下市町犯罪被害者等支援条例	令和2年4月1日	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	○	
奈良県	黒滝村	黒滝村犯罪被害者等支援条例	令和2年4月1日	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	○	
奈良県	天川村	天川村犯罪被害者等支援条例	令和2年4月1日	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	○	
奈良県	野迫川村	野迫川村犯罪被害者等支援条例	平成31年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	
奈良県	十津川村	十津川村犯罪被害者等支援条例	平成31年4月1日	○	○	○	○	○	○	-	-	○	-	○	-	○	
奈良県	下北山村	下北山村犯罪被害者等支援条例	令和2年4月1日	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	○	
奈良県	上北山村	上北山村犯罪被害者等支援条例	令和2年4月1日	○	○	○	○	○	○	-	-	○	-	○	-	○	
奈良県	川上村	川上村犯罪被害者等支援条例	令和2年4月1日	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	○	
奈良県	東吉野村	東吉野村犯罪被害者等支援条例	令和2年4月1日	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	○	

(注) 「条例名」欄の「※」は、特化条例には当たらないものの、犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例を示す。